

労働講座2020

労働者の権利 (2) 職場の安全とハラスメン  
トQ & A

2020年11月17日

天野 理 (NPO法人 東京労働安全衛生センター 事務局員)

# 講師紹介

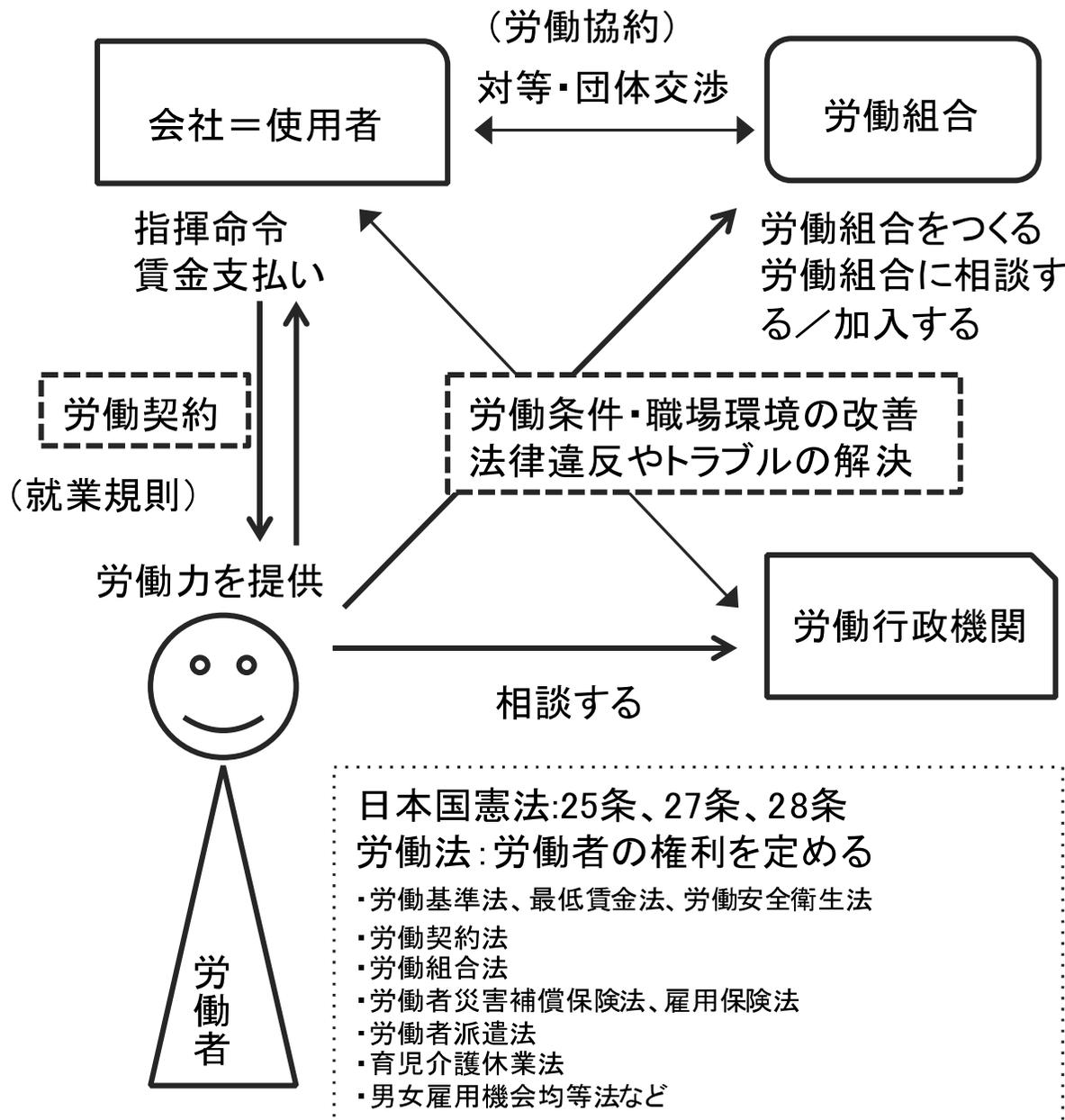
2

- 天野 理： 特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター事務局員。2015年より、同センターで労災・職業病問題に取り組む。個人で加盟できる地域の労働組合「下町ユニオン」（東京東部地域ユニオン協議会）の活動にも参加している。
- 本日の参考動画

2018年度労働講座の講義映像（2018年7月17日）

<http://www.isc.meiji.ac.jp/~labored/kifukoza/rodokoza2018.html>

# 労使関係・労働契約・労働法



## 使用者と労働者の関係図

### 労働組合

- ・企業別労働組合
- ・産業別労働組合
- ・地域ユニオン(会社に組合がなくても、一人で加入できる)
- ・地方連合などの相談窓口
- ・労働NPOなどの相談窓口

### 労使関係の調整機関

- ・(中央・地方)労働委員会
- > 集团的労使紛争の調整
- > 一部地方労働委員会では個別紛争処理も

### 国の監督機関・相談窓口

- > 労働法令の施行を監督
- ・労働基準監督署(労基法違反、労働災害)
- ・都道府県労働局(総合労働相談コーナー)

### 自治体の相談窓口

- ・東京都労働相談情報センター
- ・道府県労政所管事務所

## (1) 労働者災害補償保険法

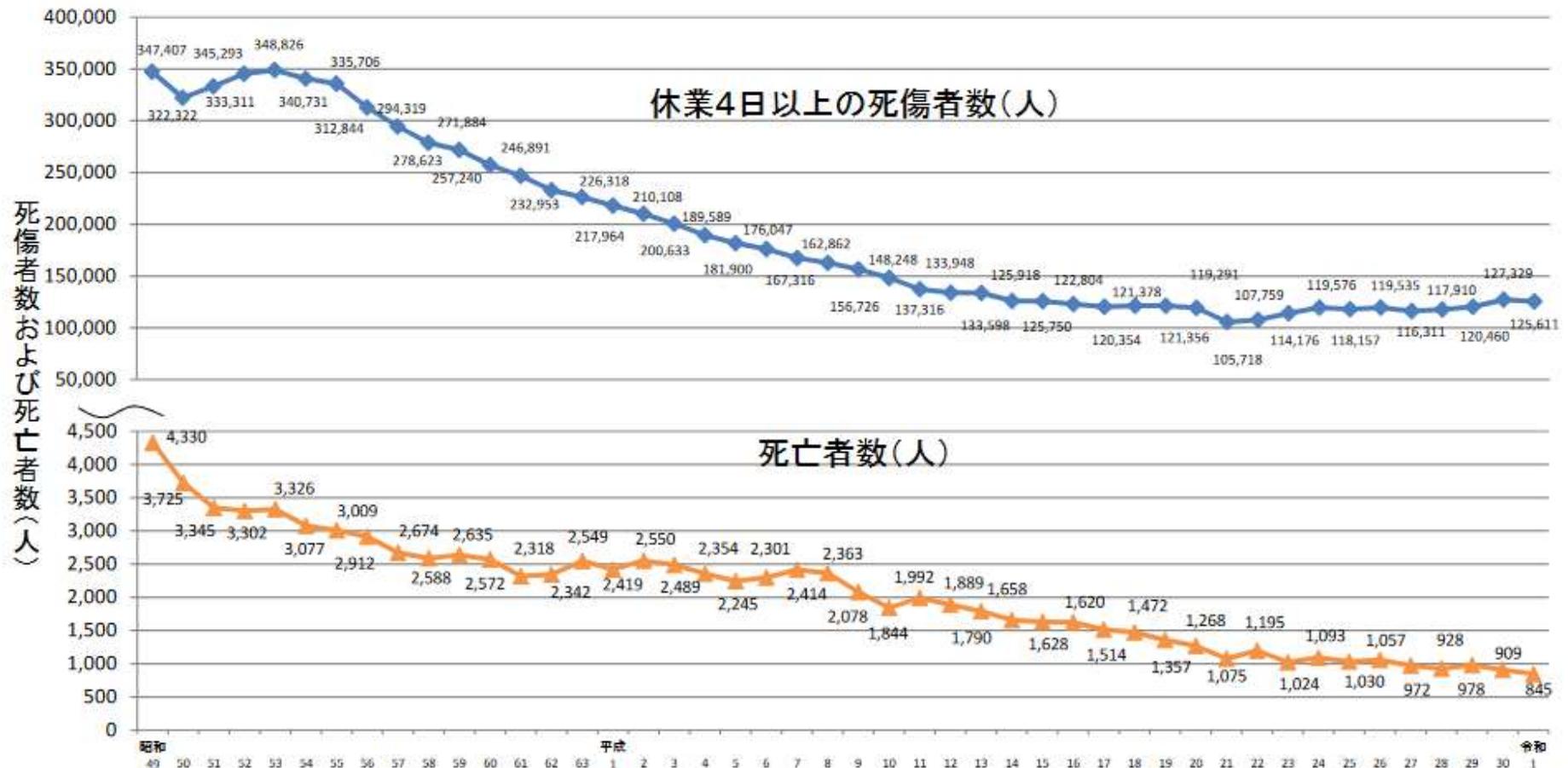
- 労災保険法は、日本国憲法25条（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）を実現するため、労働基準法と共に1947年に制定された。
- 仕事や通勤の途中でケガをしたり、病気にかかったり、死亡したときに国が事業主に代わって労働者への補償を行う。
- 労災保険の主な補償
  - 1、療養補償給付：傷病が治るまで無料で診察・治療
  - 2、休業補償給付：傷病により働けず賃金を得られない場合に、平均賃金の80%の補償を受ける。
  - 3、障害補償給付：傷病が治っても障害が残った場合に、年金または一時金を支給。
  - 4、遺族補償給付：労災で死亡した労働者の遺族に、年金または一時金を支給。

## (2) 労働安全衛生法 (1972年制定)

- 職場における労働者の安全と健康を守り、快適な職場環境の形成を促進することを目的としている。
- 事業者は労働災害を防止するために、労働安全衛生法で定められた最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境をつくり、労働条件を改善することで、労働者の安全と健康を守らなければならない。(法第3条1項)
- 安全衛生体制を確立すること(法第10条~19条)
- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置(法20条~36条)
- 労働者の就業にあたっての措置(法59条~63条)
- 労働者の健康保持増進のための措置(法66条~71条)
- 快適な職場環境の形成のための措置(第71条の2)

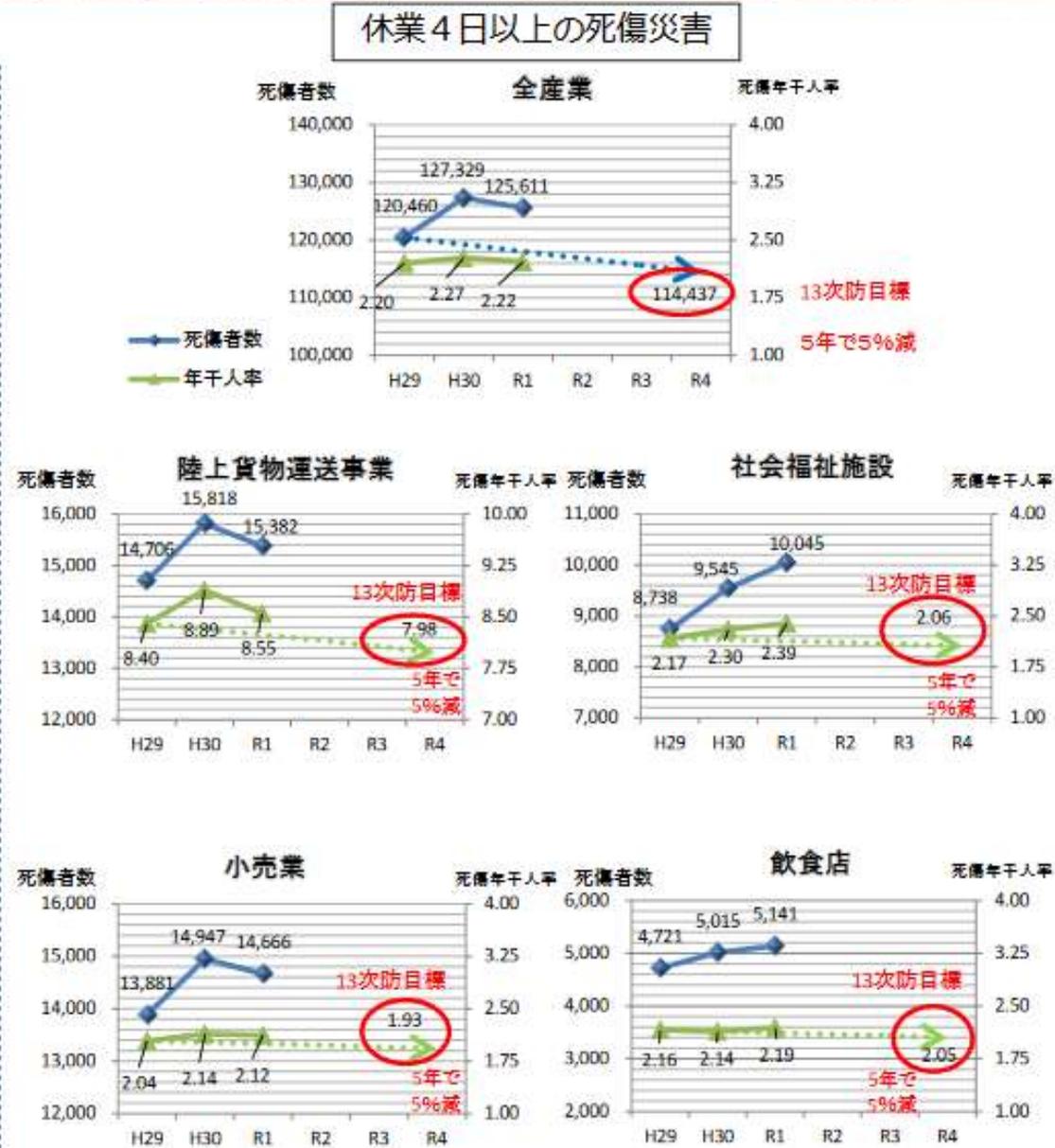
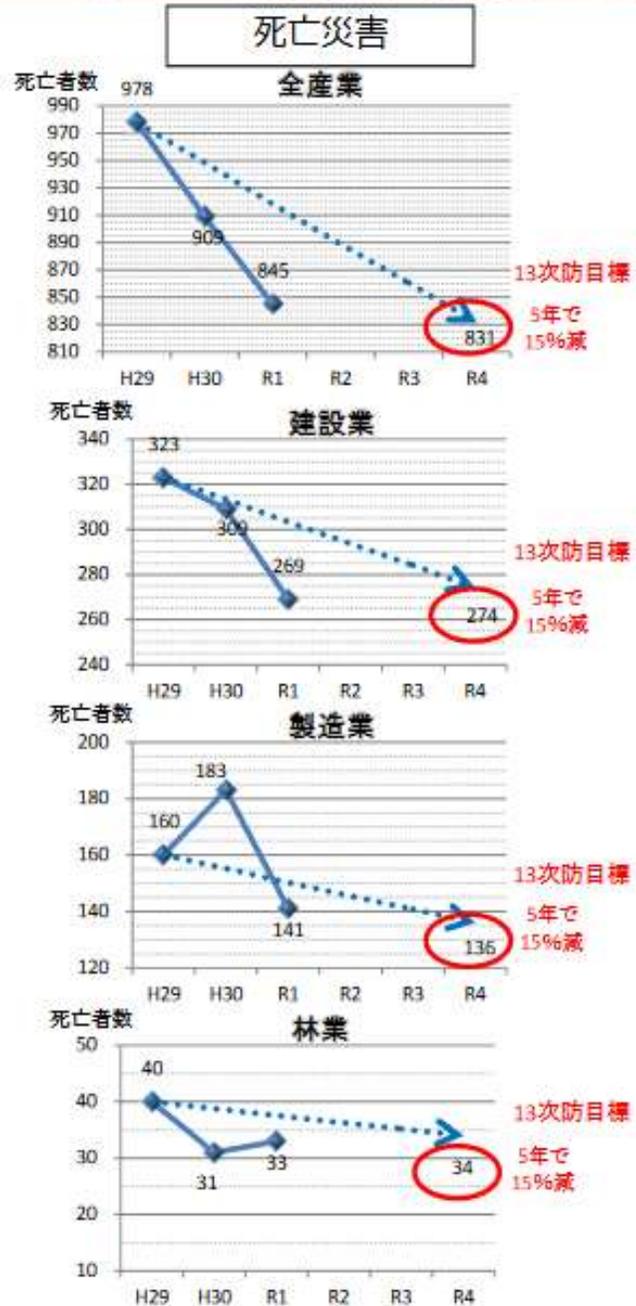
# 労働災害による死亡者数、死傷者数の推移

- 死亡者数、休業4日以上の死傷者数ともに、長期的には減少傾向にある。
- 死亡者数は、過去最少となった。
- 休業4日以上の死傷者数は、近年、増加傾向にある。



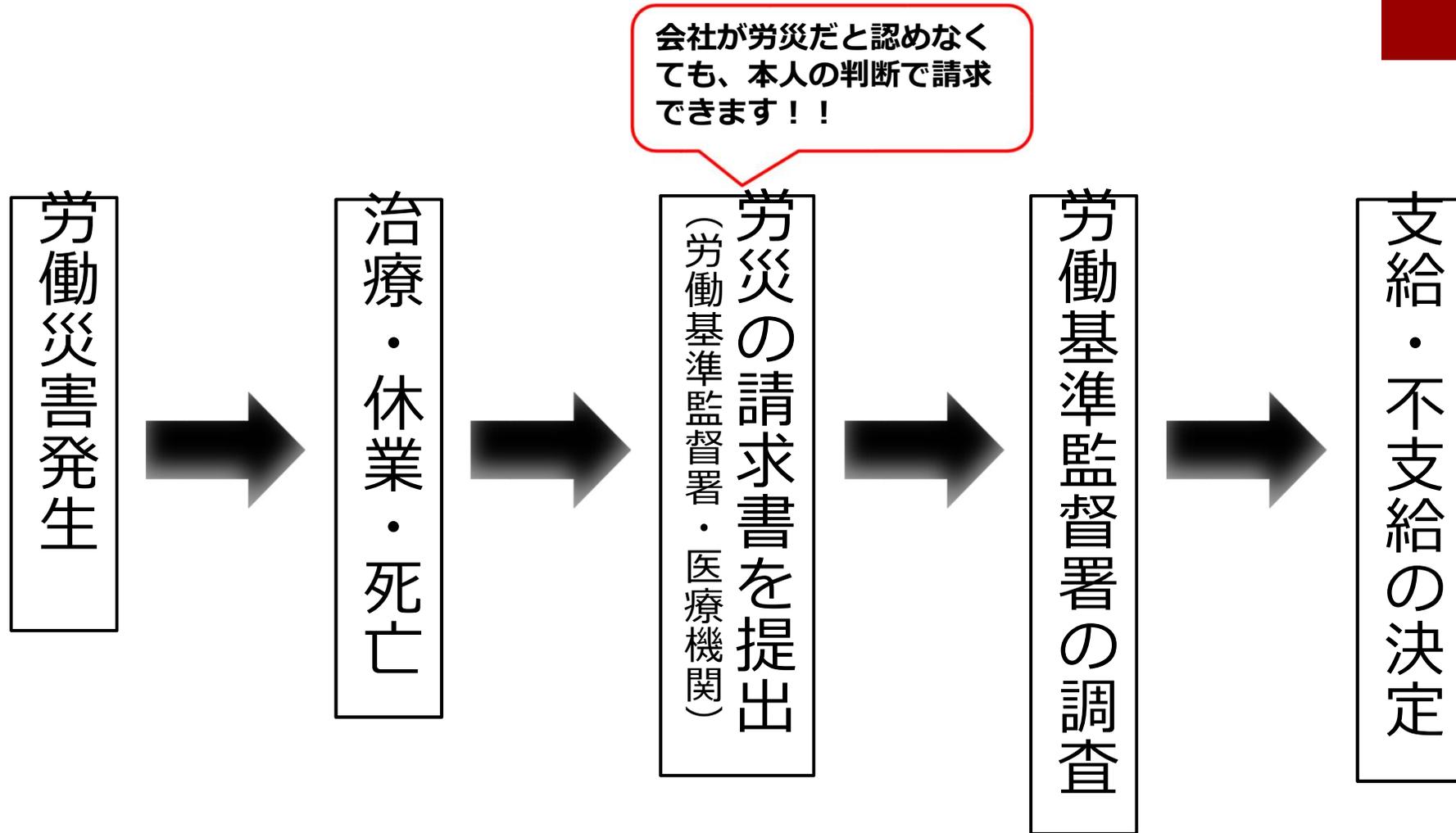
出典： 厚生労働省「平成31年／令和元年 労働災害発生状況」

# 第13次労働災害防止計画の進捗状況(平成31年/令和元年確定値)



出典：厚生労働省「平成31年/令和元年 労働災害発生状況」

### (3) 労災保険～主な手続きの流れ



## (4) 労災保険

～パートもバイトも、通勤中も適用されます

(4-1) 事例:バイクでピザの宅配中に転倒して大ケガを負って、1ヶ月仕事を休んだが、会社が自己責任だとして労災保険の申請に協力してくれない。／調理場でヤケドして、治療のために病院に行ったが、医療費を個人負担させられた。

- 業務遂行中に業務に起因してケガや病気になった場合、使用者は療養費や休業補償を行わなければならない。また、会社は労災保険の手続きに協力する義務がある。
- 労働者災害補償保険から休業補償給付、療養補償給付が出る。労災保険は強制加入（保険料は全額使用者負担、使用者が加入手続を取っていなくても給付は受けられる）。

## (4) 労災保険

～パートもバイトも、通勤中も適用されます。

### (4-1) つづき

- 使用者の安全（健康）配慮義務。使用者は労働契約にともない労働者とその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。  
(労働契約法第5条)

(4-2) 事例:職場に出勤途中に駅の階段で転倒して、手を骨折した。

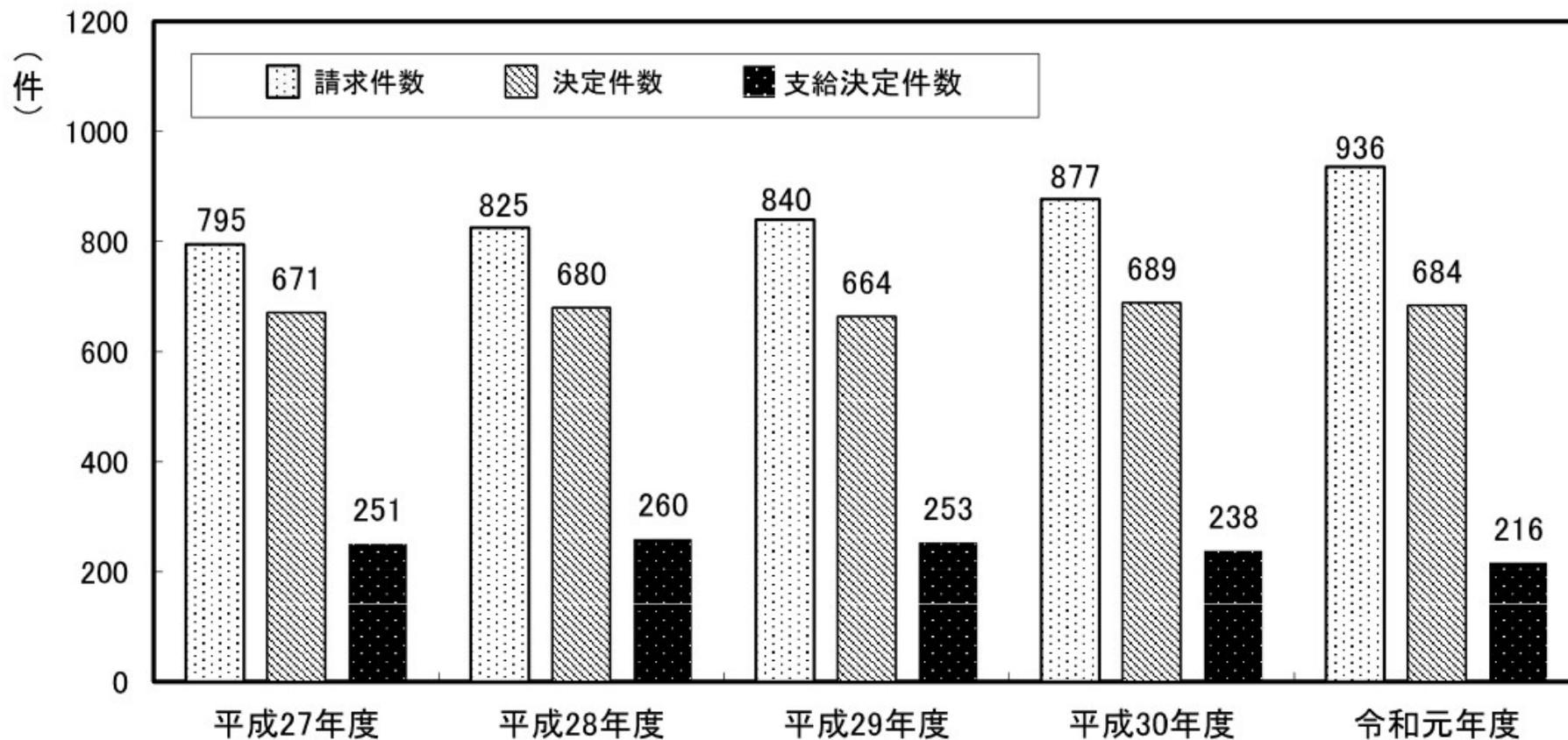
- 通勤中のケガも労災保険が適用になる。

## (5) 労災保険～長時間労働で倒れる労働者

例：長時間労働が続き、うつ病になってしまった。毎日、深夜まで残業を繰り返していたらしくも膜下出血を起こした。九死に一生を得たが、後遺症が残った。

- ケガでなくても労働災害。
- 精神障害：仕事の中で、特別な出来事に遭遇したり、長時間労働（月120時間以上の残業）、極度のストレス、パワハラやセクハラを受けた場合に、労働災害として認定される場合がある。
- 脳・心臓疾患：直前の月に100時間、2～6ヶ月前を平均して月に80時間以上時間外労働に従事していた場合には、労働災害として認定される。
- 労災認定のハードルが高い。自分自身で労働時間の記録（タイムカードのコピーなど）や、パワハラ・セクハラの証拠（録音やメール、SNSのメッセージなど）を取っておくことが非常に重要。

図1-1 脳・心臓疾患の請求、決定及び支給決定件数の推移



出典： 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」（2020年6月26日）

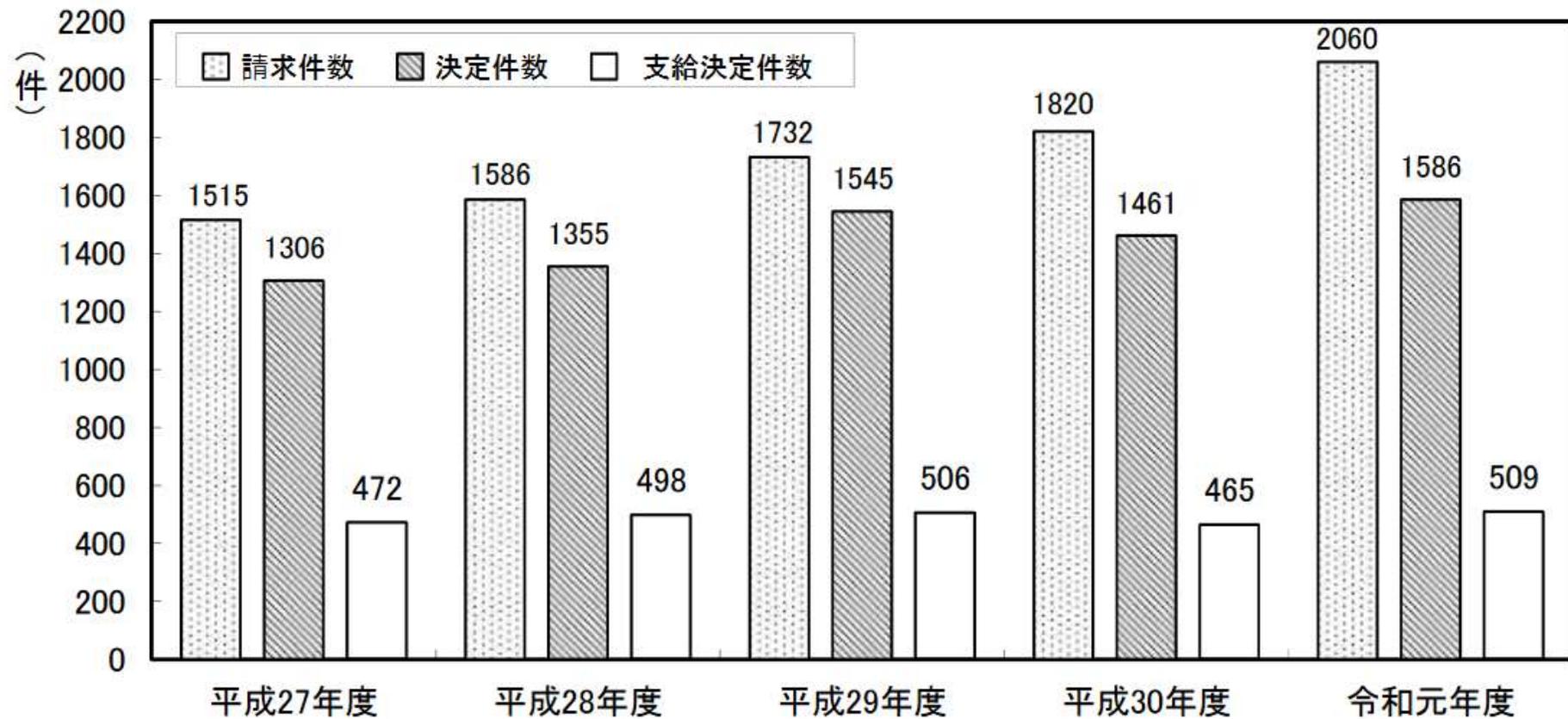
表1-1 脳・心臓疾患の労災補償状況

区 分		年 度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
脳・心臓疾患	請求件数	795 ( 83 )	825 ( 91 )	840 ( 120 )	877 ( 118 )	936 ( 121 )
	決定件数 注2	671 ( 68 )	680 ( 71 )	664 ( 95 )	689 ( 82 )	684 ( 78 )
	うち支給決定 件数 注3	251 ( 11 )	260 ( 12 )	253 ( 17 )	238 ( 9 )	216 ( 10 )
	[認定率]注4	[37.4%] ( 16.2% )	[38.2%] ( 16.9% )	[38.1%] ( 17.9% )	[34.5%] ( 11.0% )	[31.6%] ( 12.8% )
う ち 死 亡	請求件数	283 ( 18 )	261 ( 14 )	241 ( 18 )	254 ( 18 )	253 ( 18 )
	決定件数	246 ( 14 )	253 ( 16 )	236 ( 20 )	217 ( 15 )	238 ( 17 )
	うち支給決定 件数	96 ( 1 )	107 ( 3 )	92 ( 2 )	82 ( 2 )	86 ( 2 )
	[認定率]	[39.0%] ( 7.1% )	[42.3%] ( 18.8% )	[39.0%] ( 10.0% )	[37.8%] ( 13.3% )	[36.1%] ( 11.8% )

※なお ( ) 内は女性の件数。認定率の ( ) 内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数。

出典： 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」（2020年6月26日）

図2-1 精神障害の請求、決定及び支給決定件数の推移



出典： 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」（2020年6月26日）

表2-1 精神障害の労災補償状況

区 分		年 度				
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
精神障害	請求件数	1515 ( 574 )	1586 ( 627 )	1732 ( 689 )	1820 ( 788 )	2060 ( 952 )
	決定件数 注2	1306 ( 492 )	1355 ( 497 )	1545 ( 605 )	1461 ( 582 )	1586 ( 688 )
	うち支給決定 件数 注3	472 ( 146 )	498 ( 168 )	506 ( 160 )	465 ( 163 )	509 ( 179 )
	[認定率]注4	[36.1%] ( 29.7% )	[36.8%] ( 33.8% )	[32.8%] ( 26.4% )	[31.8%] ( 28.0% )	[32.1%] ( 26.0% )
うち自殺 注5	請求件数	199 ( 15 )	198 ( 18 )	221 ( 14 )	200 ( 22 )	202 ( 16 )
	決定件数	205 ( 16 )	176 ( 14 )	208 ( 14 )	199 ( 21 )	185 ( 17 )
	うち支給決定 件数	93 ( 5 )	84 ( 2 )	98 ( 4 )	76 ( 4 )	88 ( 4 )
	[認定率]	[45.4%] ( 31.3% )	[47.7%] ( 14.3% )	[47.1%] ( 28.6% )	[38.2%] ( 19.0% )	[47.6%] ( 23.5% )

※なお ( ) 内は女性の件数。認定率の ( ) 内は、女性の支給決定件数を決定件数で除した数。

出典： 厚生労働省「過労死等の労災補償状況」（2020年6月26日）

## (6) 労災保険～新型コロナウイルス感染症

仕事に関連して新型コロナウイルス感染症に感染した場合、労働災害として労災保険が適用される。感染経路が不明な場合でも、仕事の内容などによっては労災として認定される。すでに、1800件以上の労災申請があり、900件以上で労災認定が出ている。

- 厚生労働省：新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryou/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/dengue_fever_qa_00018.html)

- 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に関する労災請求件数など

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627234.pdf>

## (6) 労災保険～新型コロナウイルス感染症

例えば、新型コロナウイルス感染症に感染した人が...

- 医療や介護の職場で働いていた場合：

プライベートで感染したことが明らかな場合を除き、感染経路が不明でも、労災として認定される。

- それ以外の仕事で働いていた場合：

①職場が感染経路であると判明した人

②感染経路が不明でも、集団感染が発生している職場で働いている人

③感染経路が不明でも、多数のお客さんに接する職場で働いている人

...などは労災として認定される。

- 厚生労働省：新型コロナウイルス感染症に係る労災認定事例

<https://www.mhlw.go.jp/content/000647877.pdf>

## 事例①：日本人社員からの暴行暴言で、うつ病を発症した、カンボジア人技能実習生

- 30代の男性。2014年6月に技能実習生として来日。監理団体での研修後、建設業の会社（受入団体）へ入社する。
- 十分な安全教育もないまま水道管の埋設工事に従事、電動丸ノコによる指切断の大けがを負い、2カ月入院。会社は労災申請をせず、事故が起きてから安全教育を実施。
- 上司である複数の日本人社員から、約1年半にわたり、執拗な暴言と暴行を受ける。「バカ」「アホ」「死ね」「仕事ができないから国へ帰れ」。殴られ、蹴られ、ヘルメットの上からハンマーで殴られた。
- 2016年3月、夜勤の現場で日本人社員から激しい暴行を受け、会社の寮を脱出。日本に住む家族の元へ避難する。うつ病に。監理団体から脅迫のような電話がかかる。
- 労働組合に相談し、東京労働安全衛生センターも支援に。会社と団体交渉しつつ、指の怪我やうつ病の労災申請を行う。最終的に、労災として認定され、会社が本人に謝罪した。

事例①：日本人社員からの暴行暴言で、うつ病を発症した、カンボジア人技能実習生

19



➤ 日本人上司にハンマーで殴られ、割れたヘルメット

提供：全統一労働組合

## 事例②：長時間労働による脳出血で倒れたトラック運転手

20

- 50代の男性。建設用重機のリース業の会社に勤務。10トントラックを運転し、リースする重機をトラックに積み込み、建設現場に運び、工事後に回収して会社に戻る業務。
- 深夜の工事現場への重機の配送と早朝の引上げ業務が中心。繁忙期には、週に3～4日は帰宅できず、配送先の工事現場近くに停めた車中で待機しつつ仮眠。
- 2012年11月、業務中に脳出血で倒れる。集中治療室にかけつけた家族に対し、会社の社員が「これは労災にはなりません」と発言。一命はとりとめたが、後遺症が残って働けなくなり、退職に（不当解雇）。
- 会社側は「労災は99%ない」と主張。しかし、タイムカードでは、時間外労働が毎月130～220時間に。
- 病院の医療ソーシャルワーカーの勧めで東京労働安全衛生センターに相談。長時間労働による脳疾患として労災認定された。現在は、労災の障害年金を受給しつつ、療養生活を送っている。

## 事例③：パワハラ、長時間労働でうつ状態に

- 20代の男性。インターシップをした会社に卒業後就職。
- 会社はデジタルコンテンツを企画・開発するベンチャー系企業。
- 業務は専門的なCG開発のプログラミング。
- 入社後2か月目から難度の高い業務を繰り返し要求され、何とか応えようと頑張った。→100時間超の時間外労働を続けた。
- 社長から「クズ人材」「殺す」「土下座しろ」「金銭で賠償しろ」などと罵倒し脅迫するメールが相次いだ。
- 4か月目に体調不良で病院へ→「反応性うつ状態」と診断され休職に。
- 行政機関、東京労働安全衛生センターに相談。不払い賃金の支払いを支払わせ労災申請に取り組んだ結果、労災認定された。パワハラの客観的な記録があったのが大きかった。
- 現在は症状も治まり、再就職先の職場で順調に仕事ができている。

# 今日もひとりの

石垣りん

ビルが建つ  
事務所が足りない、という  
卑近な目的にかりたてられて  
東京中にたくさんのビルが建つ。

そのかしましい響きの中で  
今日  
「また一人工事現場で死んだよ」  
と、さりげない人々の物語り、

あの危険な生活の足場から  
木の葉よりも軽く  
撃たれた小鳥よりも重くどさり、と落ちて死んでしまった。

「それはね、一つのビルが建つには  
たいていあることなんだ」  
誰もが日常茶飯の中でそう言い捨てる  
この近世の非情に対して  
私たちは無力に相づちをうつのであろうか。

労災の問題に触れた、  
1950年代の詩です。

(一部抜粋)

出典：『石垣りん詩集』（伊藤比呂美・編／岩波書店／2015年）

# 困った時の相談先：労働組合・ユニオン、NPO、公的機関

労働者の立場に立って無料で相談に乗ってくれます。相談日・時間は各団体のホームページで確認下さい。

## （3-1）労働組合の中央労働団体の相談窓口

- 連合0120-154-052（相談者の地元の相談窓口にかかります。東京は「連合東京」）

## （3-2）一人で加盟できる地域ユニオン・地域労組

- 下町ユニオン 江東区亀戸7-8-9松甚ビル2F 03-3638-3369
- コミュニティ・ユニオン全国ネットワーク（全国各地の地域ユニオンの連絡先）<https://cunn.online/network/>

## （3-3）公的機関や労働NPOなどの相談窓口

- 東京都労働相談情報センター（東京都ろうどう110番／賃金・退職金等の労働条件や労使関係など労働問題全般の相談）0570-00-6110
- NPO法人東京労働安全衛生センター（職場の安全衛生や労働災害・職業病などの相談）江東区亀戸7-10-1 Zビル5階 03-3683-9765